

# 議会改革に関する報告書

(平成19年9月～平成21年3月)

平成21年5月

秋田県議会 議会運営委員会

議会改革に関する小委員会

# 目次

はじめに	1
1 議会機能の強化・議事運営の改善について	3
2 開かれた議会の推進について	5
3 議員に関する事項について	6
4 その他 事務改善など	7
(別紙) 議会改革事項に関する協議結果及び実施状況 (最終報告)	8
(別紙) 議会改革に関する活動状況	14
(別紙) 議会改革に関する小委員会 委員構成	15

## 議会改革への取組について

はじめに

これまでも本県議会では、議会としての本来的な機能の強化・充実を図るとともに、時代の要請に即応した議会の在り方について、日頃から常に自己検証を行いながら、改革に取り組んできた。

最近では、平成17年度から18年度にかけ、議会運営委員会内の「議会改革に関する小委員会」において、行政監視機能の強化、政策提言機能の拡充、開かれた議会の推進といった観点から、広範にわたる改革・改善を行ったところである。

今回の「議会改革に関する小委員会」は、平成19年9月に議会運営委員会の小委員会として設置され、以下の内容について検討を行った。

- ①さきの小委員会で「中長期的に検討する」とされた事項について継続的な検討。
- ②実施済の事項について、実施状況やその後の状況変化を踏まえた評価・見直し。
- ③平成19年に議員改選があったことから、新たな視点による提案と検討。

なお、当初は平成20年9月までを目途としていたが、議員及び事務局からの追加提案も多岐多数にわたったため、途中、任期を延長し、21年3月までの約1年半の調査・検討を行った。

本報告書はその活動結果であるが、成果として、議会運営については、一般質問の割当ての拡充や委員会審査日程の延長、知事専決処分の厳格な運用など議会機能の強化を図るとともに、運営上の幅広い改善・工夫がなされたものと考えている。また、議員に関する事項や情報公開等に関しては、全国的にも先進的な取組となったとの自負がある。

その一方で、継続して検討を要する事項や、経過報告にとどまっている事項もあるほか、この間、実施されたものについても実際の運用を経て検証を要することは当然のことである。また、今回の取組は、個々の事象・業務に対する、個々の議員の認識する課題について協議し検討するという、いわばボトムアップ的な手法をとったが、例えば、地方分権時代における新しい議会の在り方や役割、などといった俯瞰的なアプローチも、今後も議論していく上で有意義であると思われる。

本県議会として、残された課題を含め、今後とも、議会の在り方や改革に関する論議について、真摯かつ不断に取り組み、時代の要請と県民の負託に呼応すべく、自己改革を図っていく必要があるものと考えている。

## 1 議会機能の強化・議事運営の改善について

議会の主たる権能の一つである、行政執行機関に対する監視機能については、地方分権の推進に伴う執行機関の自己決定権の拡大に対応し、さらなる強化を図る必要がある。

さきの議会改革への取組の中において、予算・決算の審査充実のため特別委員会・分科会方式を採用したこと等とあわせ、下記の事項を実施することにより、結果として20日以上の会期増となり、年間の会期は110日程度が見込まれることとなった。

また、議会における政策立案機能の強化については、このように一定の会期も確保しながら、さらには基本計画を議決事件とすること等により、各種計画や政策・施策の策定過程への関与を深め、一層の強化を図るものである。

### (1) 会議時間の延長

本会議の会議時間は会議規則により「午前10時～午後5時」との規定であったが、緊急時の対応のほか、審議時間を確保し、また、交通事情の改善も踏まえ、「午前9時～午後5時」に改めた。

### (2) 一般質問の質問割当ての拡充

議員発言機会を一層確保するため、一般質問は、任期中の4年間に2回割り当てていたものを、全議員に1年1回割り当てることとした。とりわけ、少数会派の発言機会を確保し、少数意見の尊重につなげるものである。

### (3) 委員会審査日程の確保

本県議会は、委員会中心の審査方式を採用しており、委員会の日程を確保することが、審査充実の直接的・効果的手段である。議案やその時々課題に対し、審査に必要な時間を充分確保するように、会期中の委員会日程を増やすとともに、必要に応じて閉会中審査も積極的に実施することとした。

#### (4) 知事専決処分の厳格な運用

専決処分の要件が厳格化された法改正の趣旨も踏まえ、会期外の案件については原則として臨時会を招集し、真にやむを得ない場合に限定するよう、当局に対し厳格な運用を求めた。

その結果、慣例として行ってきた年度末の「県税条例の改正」と「決算見込みによる補正予算」の専決処分についても、2月定例会中に追加提案し、審議することとされた。

#### (5) 県の基本計画策定への関与（議決事件とすること）

県の将来を決める基本構想や基本計画の策定においては、議会も積極的に関与し、その意思を反映させるべきであり、地方自治法第96条第2項に基づき議決事件とすることについて、前向きに捉える。

しかしながら、既計画の変更時の対応や議決後の関連議案審議への影響等についてさらに研究する必要がある、継続して検討することとした。

以上5項目のほか、具体的な協議には至らなかったが、通年議会や定例会の年2回制については、現状の様々な課題を解決する手法の一つであり、議会運営の在り方として検討に値するもので、今後の協議課題とすべきとの意見である。

また、検討の結果、実施とはならなかったものの、常任委員会の審査日程を委員会別に別日程とするいわゆる分離開催や、一般質問における一問一答方式・分割質問方式、さらに、人事案件における候補者からの意見聴取等については、そのメリットは共感できるものであり、提案者からは、しかるべき機会に改めて議論したいとの表明があったことを申し添える。

## 2 開かれた議会の推進について

情報公開をさらに推進するものとして、下記について実施することとした。

### (1) 政務調査費の透明性のさらなる確保

収支報告書への領収書・証拠書類の添付については、平成19年度から、1件5万円以上の支出について対象としたところであるが、透明性確保を徹底するため、最終目標としていた、1円以上のすべての支出について対象とする。

なお、最終的には議員の自己責任であることを自覚しながらも、使途基準については、判例や他県の事例等も参考にしながら、さらに明確化し、マニュアルを順次充実・更新していく。

### (2) 総括審査のインターネット中継

本会議と同様に、予算特別委員会・決算特別委員会の総括審査についても、インターネットにより中継を行い、臨場感のある議会審査を広く公開する。

### (3) 年間の議会日程（予定）の公表

1年間の議会日程（予定）について、議員や執行部の利便に供するほか、開かれた議会推進の一環として、各定例会・決算臨時会の開会日及び会期予定を年度当初に議会運営委員会において決定し、ホームページ等により公表する。

### (4) 議会運営委員会の会議録のホームページへの掲載

常任委員会と同様に、議会運営委員会についても、会議録を議会ホームページに掲載する。

### 3 議員に関する事項について

議員に関する事項のうち、旅費と報酬について、県民目線を基本スタンスとして、改革協議を行った。

#### (1) 議員の旅費について費用弁償の考え方を徹底する

議員の応招旅費及び委員会調査等普通旅費については、従前の定額制については事務取扱上、利便性があるものの、県民からの誤解や疑義を免れない面があった。

議員の活動に伴う諸経費については実際に費用として発生するものを補う「費用弁償」の考え方を徹底すべきであり、旅費については、出張の実態に則し、その実額を根拠として支給すべきものであることから、

- ・ 交通費は、距離の区分による定額制をやめ、実際の交通手段により、実距離で計算する
- ・ 県内外出張の日当（3,300円/日）は廃止し、県外出張についてのみ、現地経費（1,300円/日）を新たに支給することなどに改める。

#### (2) 長期欠席した場合の議員報酬に関する規定の新設

議員報酬は、議会活動及び議員活動に対する反対給付であるが、生活給との性格もあるのが実情である。しかしながら、長期欠席は、議員本来の活動を充分に行っていないとの判断はやむを得ないものであり、長期間（2定例会）を連続して議会活動を欠席した場合は、以後の議員報酬を半額とし、期末手当は支給しない。（※会派代表者会議に依頼し、協議したものである）

## 4 その他 事務改善など

### (1) 議員会館の運営改善及び存廃方針について

議員会館については、平成 19 年度から、宿直や給食を廃止したほか、職員の配置時間を短縮してきたところであるが、さらに、土日祝日の職員配置を廃止し、一層の運営改善を図った。

また、将来的な存廃方針については、財政状況や利用状況を勘案し、主要機械設備の法定耐用期限が平成 27 年度までであるが、使用できるうちは使用し、大規模改修は行わずに廃止する。ただし、議員会館の廃止にあわせ、新たな執務室を設置することとした。(具体的には別途検討)

### (2) 本会議録の簡易作成と早期発行

本会議録については、経費節減と早期発行のため、外部委託による印刷製本をやめ、コピー機による簡易印刷とすることとした。

## 議会改革事項に関する協議結果及び実施状況（最終報告）

<< H17～18、H19～20 年度 議会改革小委員会 >>

### 1 議会機能の強化・議事運営の改善

H17～18：明朝体、H19～20：ゴシック体

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)会議時間	①会議時間の延長について ・緊急時に対応できるよう、また、交通事情の改善も踏まえ、会議規則を「午前10時～午後5時」から「午前9時～午後5時」に改正する。	H20. 4 実施	※実際にはその都度議運で決定。
(2)一般質問	①一般質問の質問方式について ・本会議で行う一般質問は県政全般に関し大所高所から議論するものである。一問一答方式は総括審査で採用しており、また、本会議場で行なう場合には議場の改修や、時間のロスも想定されることから、当面、現行どおりとする。 ・再質問については、論点が明確になるよう、一問一答方式を可とする。	H20. 12 決定  H21. 2 実施	
	②質問回数の割当てについて ・議員の発言機会を一層確保するため、全議員に1年に1回割り当てる。（従来は、任期4年中に2回の割当て。なお、1人当たりの割当時間は、現行の35分を30分とする）	H21 年度実施	※一般質問日程をH21. 6から1日追加。
(3)委員会審査	①常任委員会の構成・所管について ・議員定数の削減（48→45）を踏まえ、常任委員会数を6から5とし、定数は各9人とする。 ・各委員会の負荷にアンバランスが起り得るが、議案やその時の課題を踏まえ、審査に必要な時間を確保するように、日程を増やす、閉会中審査を行なう、等の工夫により対応する。（なお、所管の変更については、状況変化や部局の再編等を踏まえ、改めて検討する）	H19. 5 実施  H20. 12 決定	※委員会審査日程をH21. 2から1日追加。
	②常任委員会の審査日程を分離することについて ・委員外議員が傍聴できるよう常任委員会の開催日程を分離するとの提案については、会期に影響することや、委員会はそもそも分担して審査する趣旨のものであること。また、委員外議員の発言の運用について賛否があり意見集約できなかったため、今回は実施を見送ることとした。	H20. 6 決定	

	<p>③委員間協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会審査の充実を図るため、委員同士の協議・自由討論を積極的に実施する。</li> </ul>	H17 申し合わせ	
	<p>④総括審査（予算・決算特別委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「答弁を求める者」は通告時に指定しているが、議論展開の制約とならないよう、また、緊張感を維持するため、質問者の任意で事前指定する。</li> <li>・質問者が自ら効率的かつ十分に割当時間を活用できるよう、答弁を含めず質問時間のみを配分し（従来の配分時間の1/2）、併せて、残時間表示板を設置して時間管理する。</li> </ul>	H20.6 実施 H20.9 実施	
(4)予算・決算の審査方法	<p>①予算審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全議員で特別委員会を構成し、予算を一体的に審査する（議案の分割付託問題を解消）。分科会方式により、分担して詳細かつ効率的に審査する。併せて、事実上の会議であった総括質疑を法定の委員会に位置付ける。</li> </ul>	H19.4 実施	
	<p>②決算審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全議員（正副議長、監査委員除く）で特別委員会を構成し、分科会方式により、分担して詳細かつ効率的に審査する。11月臨時会で特別委員会を設置し、審査する。</li> </ul> <p>※再協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来方式（10人程度で構成、閉会中に審査）との比較検証を改めて行う。</li> </ul>	H18.11 実施	
(5)人事案件の審査方法	<p>①候補者からの意見聴取について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事案件については、当局に対し、候補者の選任理由等をより明確にするよう、判断材料となる資料の充実を求める。候補者本人からの意見聴取については、必要により、議員・会派の判断で議案調査として行なう。</li> </ul>	H20.12 決定	
(6)知事の専決処分	<p>①知事の専決処分の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決処分の要件が厳格化された法改正主旨も踏まえ、会期外の案件については原則として臨時会を招集し、真にやむを得ない場合のみ専決処分とするよう、当局に対しより厳格な運用を求める。（慣例として専決処分していた年度末の「県税条例の改正」と「決算見込みによる予算補正」は、2月定例会で提案・議決する）</li> </ul>	H20.12 決定	

(7)議会運営委員会	<p>①委員会の定数と構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少数会派の増加と委員外議員が多く出席している状況を踏まえ、ドント方式を基本に、少数会派が一定数以上となった場合はその代表委員を選出する。定数は15人以内で議決により決定する。</li> </ul> <p>※協議中（4.27現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数は、「〇人以内」とせず、「〇人」とする。</li> <li>・具体的な委員定数については、議会運営委員会で別途協議のうえ、決定し、次期委員改選から実施する。</li> </ul>	H19 実施	
(8)全員協議会	<p>①全員協議会の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要課題の協議や議員同士の議論のため、積極的に実施する。</li> </ul>	H17 申し合わせ	
(9)海外調査	<p>①海外事情調査（議員派遣）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外事情調査の必要性は認め、引き続き実施するが、費用については、任期中2回、合計80万円を上限とする（従来は上限100万円）。また、調査報告書を図書室に配架する。</li> </ul>	H19.4 実施	▲9百万円/4年
	<p>②委員会の海外調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費、海外事情調査費（議員派遣）を有効に活用することとし、委員会では原則として行わない。</li> </ul>	H19.4 実施	
(10)会議録	<p>①本会議録の会議録作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済性の観点から、速記を廃止し、テープ反訳とする。</li> <li>・経費削減と早期発行のため、外部委託による印刷製本をやめ、コピー機による簡易印刷とする</li> </ul>	H19.4 実施 H21.2 実施	▲2百万円/年 ▲2百万円/年

(以下、継続検討事項)

(11)定例会の会期	<p>①会期の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年議会や定例会年2回制（三重県方式）等については、議会運営の在り方として検討の価値がある。</li> </ul>		
(12)議決事件の拡大	<p>①県の基本計画を議決事件とすることについて（法96条2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想・基本計画に議会の意思を反映させるべきである。</li> </ul>		
(13)本会議への出席要求	<p>①行政委員会の出席者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ出席要求することで良いのではないか。（現状すべての本会議に出席）</li> </ul>		

## 2 開かれた議会の推進

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)政務調査費	①収支報告書に添付する領収書について ※より一層透明性を確保するため、 ・「1件5万円以上」を添付する。 ・「すべての領収書」の添付に変更する。	H19.4 実施 H20.4 実施	
	②政務調査費の使途基準について ・使途基準の明確化を図るため、マニュアルを作成する。	H19.4 実施	※H20.4 改訂
	③政務調査報告書について ・視察や研修の内容・成果を記載した報告書を作成し公開することについては、細かくルール化せず議員個々の判断とする。		
(2)情報公開、 広報・広聴	①情報公開の推進 ・議会運営委員会の会議録もホームページに公開する。 ・総括審査も本会議と同様に、インターネット中継する。 ・議会の年間日程(各定例会の会期予定)を年度当初に公開する。	H20.4 実施 H20.6 実施 H21 年度実施	
	②広報・広聴活動について ・議会審議や政策提言等に反映させるため、県政の重要課題等について、ホームページを通じ意見募集する。 ・常任委員会の県内調査において、地域住民との意見交換を行う。	H18 実施 H18 実施	
(3)傍聴	①傍聴事務の見直し ・傍聴許可願の記載事項について、年齢の記載を不要とする。団体傍聴の場合は一覧名簿によるなど柔軟な運用とする。	H18.2 実施	

### 3 議員に関する事項の見直し

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)旅費	<p>①応招旅費の見直し</p> <p>※実態に則した旅費の支給とするため、以下の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費の計算は、移動手段の実勢に則し車賃に統一する。 (車賃は 37 円/km。距離による 7 区分の定額制)</li> <li>・距離による 7 区分の定額制をやめ、実距離で計算する。 (有料道路料金も実態により支給)</li> <li>・宿泊料は、実態として宿泊した場合のみ支給する。</li> </ul>	<p>H20. 4 実施</p> <p>H21. 1 実施</p> <p>H20. 4 実施</p>	▲12 百万円/年
	<p>②日当の廃止 (応招旅費・普通旅費とも)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張時の諸経費の実態を踏まえ、県内外の出張については日当 (3, 300 円/日) を廃止し、県外出張については現地経費 (1, 300 円/日) を支給する。</li> </ul>	H21. 1 実施	▲11 百万円/年
(2)議員報酬	<p>①長期欠席した場合の議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 定例会連続して欠席した場合、報酬を半額とする。 (期末手当は支給しない)</li> </ul>	H20. 11 実施	※会派代表者 会議に協議 を依頼。

#### 4 その他（事務改善など）

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)会派控室	①職員の配置について ・会派控室への職員配置時間を、開会中を除き、8時間から6時間（9:30～16:15）に短縮する。	H19.4 実施	▲1.7 百万円/年
	②控室のIT環境整備 ・控室においてインターネットへ無線接続できるよう、ネット環境を設置する。	H20 年度実施	
(2)議員会館	①運営改善について ・宿直委託を廃止する。（カードキーによる入館） ・職員配置時間を短縮する。（AM7:00～PM9:00 → AM9:00～PM6:00） ・給食を廃止する。 ・土日祝日の職員配置を廃止する。	H19.4 実施 " " H20.4 実施	▲3.6 百万円/年  ▲1.3 百万円
	②存廃について ・財政状況・利用状況を踏まえ、主要機械設備の法定耐用年数が平成27年までであるが、使用できるうちは使用し、大規模修繕は行わずに廃止する。 ・議員会館に代わる執務室については、議員会館の廃止時期に併せ、新たな執務室を設置する。（具体的には別途検討が必要）	H20.12 決定	
(3)その他	①議会活動記念アルバム ・議員配付分は、議員の個人負担とする。	H18.4 決定	▲1.5 百万円/回
	②公用車について ・議会バスは、次回更新時から借り上げ方式に変更する。	更新時実施	

## 議会改革に関する活動状況

### 平成19年

- 9月20日 議会運営委員会において「議会改革に関する小委員会」の設置を決定
- 9月21日 小委員会(1) 協議(進め方について)
- 10月22日 小委員会(2) 改革協議事項の提案
- 11月15日 小委員会(3) 課題協議(政務調査費、旅費、議決事件の拡大ほか)
- 11月28日 小委員会(4) 課題協議(政務調査費、旅費、議決事件の拡大ほか)
- 12月14日 小委員会(5) 課題協議(政務調査費、旅費、議決事件の拡大ほか)
- 12月20日 小委員会(6) 協議(進め方について)

### 平成20年

- 1月18日 小委員会(7) 課題協議(政務調査費、旅費、議決事件の拡大ほか)
- 1月23日 議会運営委員会県外調査(徳島県議会、香川県議会、高知県議会)  
～25日
- 2月14日 小委員会(8) 課題協議(政務調査費)
- 2月28日 小委員会(9) 課題協議(政務調査費、議員会館、通年議会ほか)
- 3月12日 小委員会(10) 課題協議(政務調査費、議員会館ほか)  
追加提案について
- 3月18日 小委員会(11) 課題協議(政務調査費、議員会館ほか)
- 4月11日 第4回全国自治体議会改革推進シンポジウム(三重県)参加
- 4月21日 小委員会(12) 協議(今年度の進め方について)
- 4月28日 小委員会(13) 課題協議(予算審査方法、委員会の分離開催ほか)
- 5月16日 小委員会(14) 課題協議(予算審査方法、委員会の分離開催ほか)
- 5月27日 小委員会(15) 課題協議(予算審査方法、委員会の分離開催ほか)
- 6月11日 小委員会(16) 課題協議(決算審査方法、委員会の分離開催ほか)
- 6月23日 小委員会(17) 課題協議(決算審査方法、委員会の分離開催ほか)
- 7月 3日 小委員会(18) 課題協議(委員会の分離開催、一般質問ほか)
- 8月25日 小委員会(19) 課題協議(総括審査、専決処分ほか)
- 10月 2日 小委員会(20) 課題協議(旅費、専決処分ほか)
- 10月22日 議会運営委員会県外調査(三重県議会、愛知県議会、岐阜県議会)  
～24日
- 11月 4日 小委員会(21) 課題協議 ※集中協議  
(旅費、議員会館、定例会の会期、一般質問、議運、議決事件の拡大、人事案件、専決処分ほか)
- 11月13日 小委員会(22) 課題協議 ※集中協議  
(旅費、議員会館、定例会の会期、一般質問、議運、議決事件の拡大、人事案件、専決処分ほか)

### 平成21年

- 2月 3日 小委員会(23) 課題協議(議運、議決事件の拡大、定例会の会期ほか)
- 3月10日 小委員会(24) 協議(小委員会の仕上げについて)
- 4月27日 議会運営委員会へ最終報告

※なお、議会運営委員会における協議については記載省略(小委員会からの報告により随時協議)

## 議会改革に関する小委員会 委員構成

委員長	小田 美恵子 (自由民主党)
副委員長	瀬田川 栄一 (みらい21)
委員	大里 祐一 (自由民主党)
〃	土谷 勝悦 (みらい21)
〃	東海林 洋 (いぶき)
〃	高松 和夫 (民主党)

※会派名は、小委員会の活動期間中の所属会派で表記した。